

千葉県共用脳卒中地域医療連携パス計画管理病院協議会 会則

第1条 名称

本会は千葉県共用脳卒中地域医療連携パス計画管理病院協議会と称する。

第2条 事務局

本会は事務局を千葉県救急医療センター地域連携室におく

住所：千葉市美浜区磯辺 3-32-1

担当者：古口徳雄（神経系治療科部長）、中田正浩（地域連携看護師長）

電話：043-279-2211（代表）

ファックス：043-279-2866

第3条 目的

本会は千葉県共用脳卒中医療連携パス（以下、CAMP-S）を利用した脳卒中の地域医療連携を通して脳卒中患者の医療・福祉に寄与することを目的とする。

第4条 事業

本会は第3条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) CAMP-S を用いた脳卒中地域連携の推進のための情報収集および提供
- (2) CAMP-S にかかる連携会議の開催およびその支援
- (3) その他、本会の目的を達成する為に必要な事業

第5条 会員

- (1) 本会の会員はCAMP-S 計画管理病院となる医療機関の担当者とする。
- (2) 上記に準ずる医療関係者、行政担当者等。

第6条 役員

本会は、会を円滑に運営するため、次の役員(別記)を置く。

代表世話人 1 名

事務担当世話人 1名
世話人 若干名
会計監査 1名

- (1) 代表世話人は、世話人会にて世話人の中から選出され、本会を代表する。
- (2) 代表世話人は、本会の目的を遂行する為、関係各位と連携の上諸企画を立案し運営を行なう。
- (3) 世話人は、本協議会に参加する各医療機関から1名以上選出する。
- (4) 世話人は、本会の目的を遂行する為、代表世話人と共に、その運営にあたる。
- (4) 代表世話人は、必要に応じて世話人会を招集できる。

第7条 役員任期

- (1) 役員任期は原則1年とするが、再任を妨げない。
- (2) 役員は任期が満了の場合においても、後任者が就任するまでは職務を行わなければならない。

第8条 会則の変更

本会則の変更は世話人会の決議を必要とする。

第9条 世話人会および決議

- (1) 定例の世話人会は、「千葉県脳卒中連携の会」において開催する。
- (2) 世話人会の成立には世話人の1/2以上の出席を必要とし、委任状、代理人の出席を妨げない。代理人は本会の会員に限る。
- (3) 世話人会の決議には、出席者の過半数を必要とする。

第10条 運営

本会は、会費、その他によって運営する。

第11条 会費

- (1) 本会会費については、別途定める。

- (2) 会費・予算及び決算は、世話人会の決議を経て承認を受ける。
- (3) 本会の収支決算は毎会計年度終了後に作成し、会計監査を経て世話人会に報告する。

細則／附則：

- イ) 本会則は必要に応じ世話人会で見直すこととする。
- ロ) 本会則は平成 25 年 2 月 17 日より施行する。
- ハ) 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間とする。
- ニ) 初年度の役員の任期は平成 25 年 2 月 17 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- ホ) 平成 25 年 2 月 17 日本協議会発足時、会費は徴収しない。